

## 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

### 第7回 日弁連の託児サービスを利用しました ～司法シンポ参加にあたって～

男女共同参画推進本部委員 砂川 潮子 (54 期)

2014年9月20日(土)、弁護士会館クレオにて開催された第26回司法シンポジウムに私が参加した際、日弁連の託児サービスを利用した経験をご報告いたします。

#### 1 当該サービスを受けることになった経緯

昨年9月初めに行われた東弁男女共同参画推進本部での会議中、当該司法シンポの告知がありました。そのテーマは、「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは～民事裁判と家庭裁判所の現場から～」でした。私は興味深いと思いつつも、当日は土曜日で当時3歳3カ月の長女の世話があるため残念ながら参加はできないと発言したところ、日弁連では公式行事参加者のために託児サービスを行っていると教えていただきました。そこで、当サービスを利用して娘のシッティングをお願いし、シンポに参加することにしました。

#### 2 制度の概要

その託児サービスは、以下のような概要となっています。

日弁連には、『公式企画の実施にあたり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン』があります。これは、日弁連ホームページに掲載されています。[http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/official\\_planning.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/official_planning.html)

このガイドライン中、本件託児サービスに関する部分は、「第2 公式企画の実施にあたり留意すべき事項」中の「6 公式行事等参加者対象者に対するその他の配慮 (1) 保育の必要な子を有する参加者に対する配慮」です。以下、引用します。

##### 6 公式行事等参加者対象者に対するその他の配慮

##### (1) 保育の必要な子を有する参加者に対する配慮

保育の必要な子を有する会員・市民の参加が見込まれる企画においては、できる限り保育の確保に努めるとともに、保育が可能な場合には、企画の事前広報(チラシ等)において、周知する。

また、保育の実施に際しては、安全の確保に努めるとともに、損害保険に加入する。

なお、授乳室の設置を検討する。

#### 3 シンポ当日

当日、事前に日弁連のご担当者とやりとりをして確認したオムツ、おやつ、おもちゃ等を持参し、私と娘が託児場所である弁護士会館1704号室の会議室に着くと、日弁連で利用実績のあるという業者さんから派遣された2名のシッターさんたちが迎えてくれました。保育を申し込んでいた子どもは、私の娘ひとりだけでした。私がシンポに参加していた13時30分から17時までの3時間30分、長時間にもかかわらずよくお世話していただきました。しかも無料でした。

#### 4 感想～今後に向けて～

この託児サービスは、まだ日弁連のガイドラインにとどまっておらず、制度として確立しているわけではないとのことです。ですが、日弁連のご担当者、シッターさんたち、みなさま丁寧に対応してくださり、おかげさまで私は当初育児のために参加をあきらめていたシンポに参加して知識を深めることができ感謝しております。弁護士会の行事参加者のために託児サービスがあることは、ほんとうにすばらしいと思います。

惜しいのは、このサービスがまだまだ知られていないことです。私も以前はその存在さえ全く知りませんでした。今後、上記2で引用した「企画の事前広報(チラシ等)において、周知する」活動がなされたならば、利用者が増え実績も重ねていくことが可能となるでしょう。

また、託児の場所についても、今後、弁護士会館に託児室が設置されれば、そこで行うことが可能となり、ますます利用しやすいサービスとなることでしょう(ちなみに、大阪弁護士会館には『子育て支援室』という託児室があるとのことです)。

保育の必要な子どもを育児中の弁護士や市民のみなさまのために、近い将来、このサービスが単なる指針にとどまらず制度として確立すること、そして、東京弁護士会においても同様の制度がつけられることを願ってやみません。